

インフルエンザによる出席停止の通知書

施設長

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。(なお、医師の診断により 5 日を経過せず登園が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。)

インフルエンザにおける療養報告書は、前橋市のホームページから「療養報告書」と検索し、ダウンロードすることもできます。

裏面の「出席停止期間のめやす表」を参考に保護者が記入

【様式 1】

園長 様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (診断型：A 型 B 型 不明) ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(登園再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 3 日を経過している。 ⇒ 解熱した日： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいております。今冬におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、園への提出書類を保護者が記入する裏面の【様式1】「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登園が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登園可能予定日を確認
- (2) 速やかに園に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登園し、園に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後3日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて3日を経過した日となります。

○出席停止期間のめやす表

発症後日数		0 (発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目		
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱				登園可能					
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱								
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱							
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱						
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱										解熱

※ 「発症した後5日」、「解熱した後3日」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。